



ドメスティック・バイオレンスにおける「経済的暴力」の概念：その予備的考察

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-04-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉中, 季子 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.24729/00003049 |

ドメスティック・バイオレンスにおける「経済的暴力」の概念

—その予備的考察—

吉 中 季 子

神奈川県立保健福祉大学

要 旨

本稿の目的は、家庭内暴力における「経済的暴力」について、これまでの議論を検討し、その概念の構築のための予備的考察を行うことである。DVにおける暴力は、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などと、いくつかの類型に分かれている。DV防止法においては、DV防止と被害者の保護に重点が置かれており、扱う暴力は身体的、精神的、性的のみで、被害者の自立支援を掲げながらも、その経済的な側面には触れられていない。しかし、被害者の当面の生活、あるいはその後の自立を見通した点から経済的暴力をあらためてとらえなおしてみると、それはいわば「構造的暴力」の中核にあるものの現象として把握できる。

キーワード：経済的暴力、ドメスティック・バイオレンス、構造的暴力、女性の貧困、DV防止法

1. はじめに

本稿は、ドメスティック・バイオレンス（以下、DV）における「経済的暴力」について、これまでの支援関係者、法策定関係者あるいは研究者などの認識あるいはとらえ方について検討しながら、その概念構築のための予備的考察をする。

DVの「手法」は、目に見えて身体に直接攻撃されるものだけではなく、ボディブローのように重く目に見えない攻撃や、時には巧妙さも伴うものもある。身体的に受ける暴力の悲惨さや危険性からも、被害者に対する緊急な対応が優先される。DVは、それまで家庭内で起こっていた暴力が、家庭の外に出て表面化する際にはじめて「問題」となる。問題の表出の背景には、女性自身が経済的に自立できない問題を抱えていたり、経済的な剥奪を受けていたりすることがある。

DV被害女性は、DVから逃れて新たな生活を始めたとき、あるいは婚姻生活を継続するとしたとしても、現実的に女性自身の生活に経済的な困難が降りかかり、貧困に陥りやすい状況にある。近年の貧困研究の議論においては、単に金銭の問題だけでなく、家族関係、人と人、社会との繋がりの欠如、あるいは社会的な排除が、貧困に陥ることと深く関係しているとの認識が定着しつつある。DVの被害を受けることは、まさしくそうした人と人の繋がりを絶たれてしまうことになり、それが貧困へと結びつく要因となる。

もちろん、貧困の議論とは関係なく、DVの行為には、命の危険にまで晒されるような身体的暴力、長期間にわたり陰湿で執拗な心理的暴力、人権を無視したような性的暴力がある。それらが支援や保護の高い緊急性を要請し、被害女性の人権を脅かし、その後の生活に深い傷を残すような行為であることも理解されている。

それらを踏まえたうえで、本稿では、DVにおける暴力の諸相のひとつである「経済的暴力」に焦点を置く。

DVにおける経済的な暴力（剥奪）は、女性が貧困に陥る大きな原因になりうる。また、貧困であるがゆえに経済的暴力が起きる側面もある。さらに、子から親へ、親から子への虐待とも関連して起きることもある。

そのような実態を検討するための手がかりとして、配偶者間・カップル間にとどまらない広義の意味でのDVにおける「経済的暴力」とは何か、どのように被害当事者に影響するのか。また、他の暴力の行為とどのような構造的関連があるのか、DVが生じる場としての家族内における権力関係やそれをさらに支える社会的規範や諸制度との関係はどうなっているのか。これまでの関連する議論について整理しながら試論を展開する。なお本稿では、暴力や虐待の用語は、家庭内暴力、児童虐待など、慣例的な使い方に沿うこととし、暴力も虐待も同義語として用いることにする¹⁾。

2. DVと「経済的暴力」への諸視点

DVにおける経済的暴力とは、多くのDV被害者の支援団体や相談機関によれば²⁾、おおむね次のように説明される。生活費を渡さない、仕事に就かせない、勝手に借金を重ねる、給料をギャンブルなどにつぎ込む、被害者の名義で借金する、自分は仕事をしないで被害者にだけ働かせる、最低限の生活費を渡しレシートやつり銭を細かくチェックする、家のお金を持ち出す、などである。ここでは、そのような行為を念頭に置きながら、これまでのDV対策支援や先行研究などが、そもそも経済的暴力をいかなる視点あるいは問題意識からどうとらえていたかを見ておきたい。

(1) 構造的暴力とDV

DVにおける経済的暴力を検討する前に、暴力の持つ性質について整理しておきたい。戦争・平和研究で知られたヨハン・ガルトゥング（Johan Galtung）は、1969年に「暴力、平和、平和研究」の論文で、「構造的暴力」という広義の暴力の定義を試みた。それは、「ある人に対して影響力が行使された結果、ある人の持つ潜在的实现可能性を下回った場合、そこには暴力が存在する」という（Galtung 1969=1991:5）。言い換えれば、個人の能力（潜在的能力）を剥奪することが暴力だということである。

ガルトゥングはさらに、暴力の概念は大きく「個人的暴力」と社会的な構造による「構造的暴力」があるとする。個人的暴力は、対象者が存在するもので、これを考える場合、いくつかの側面に視点をあてるべきだとする。それは、(1) 物理的暴力と心理的暴力を区別すること、(2) 暴力の積極性と消極性、(3) 被害者と加害者の存在、(4) 意図された暴力か意図されない暴力か、(5) 潜在的か顕在的か、である。また、構造的暴力は、行為主体が不明確であり、間接的・潜在的にふりかかる暴力の形態のもので、権力の分配による不平等、社会構造、社会の階層化などの要因に深く関係するものであるとする。具体的には貧困・飢餓・抑圧・差別などがこれにあたる。そして、個人的暴力は可視できるもので、時間的に大きな変動を見せるが、構造的暴力は静的で目に見えないもので、急激に変化しないものとされる。

これに即してみれば、DVという行為は、個人的暴力で、行為主体があり直接的なものである。しかしDVが生じる背景あるいはDVを生じさせる構造的な暴力も考えていく必要がある。

(2) DVの社会問題化

そもそもDVは、その語源からも家庭内の暴力を意味し、夫婦間・カップル間、親子間（親から子、子から親）、高齢者虐待、障害者虐待も含む。しかし日本では、DVというと配偶者間やカップル間の暴力のことを指して用いられている³⁾。長らく家庭内の暴力は、あくまでも夫婦間や家族内の私的問題であったが、これらの暴力や虐待を社会問題としてとらえることの必要性が言われはじめた。なぜなら、家族というプライベートな

集団であっても暴力・虐待行為は人権の侵害行為であり、それが社会に多発するのであれば社会問題であるからである。また、青少年による親・家族虐待も含めて、これらの暴力・虐待行為は、個人のライフコース上で発生するもので、各々個別の問題でもなく、相互に関連する現象であるからでもある（熊谷 2005：12）。

このような社会問題としてとらえられる意識が高まるにつれ、DVに関する研究も蓄積されてきている。DV研究はDV防止法制定の動きが大きな契機となったため、DV政策への提言など、法学的視点からの戒能民江の一連の研究は、法学的だけではなく萌芽期における総合的な研究として位置づけられている。他の法学的な研究では吉川真美子（2007）や小島妙子（2002）、他の学問領域では、DV被害者を理論的にとらえた宮地尚子（2005）の研究などがある。DV研究は法や政策的な研究を中心に蓄積が進んできているが、被害当事者に視点をあてた脱却行動のプロセスの研究（増井：2012）、DVシェルターの研究（小川：2015）など、実践的視点からの研究も広がってきている。しかし、DVにおける暴力そのものをどうとらえるべきかに関しては、十分な整理はされていない。これまで、家庭内の暴力とはどのように扱われてきたのかを振り返っておこう。

（3）DVの連関的把握（1）—パワーとコントロールの車輪—

日本で「DVとは何か」ということについては、「夫(恋人)からの暴力」調査研究会によって1998年に紹介されたものが有名である。（「夫(恋人)からの暴力」調査研究会：1998）。それは、1987年にアメリカ・ミネソタ州ドゥルース市のグループが作った「パワーとコントロールの車輪」の理論（The power and control wheel）である。この理論は図式化され、DVの本質を整理したうえで、DVを諸形態あるいは諸要因の連関の中でとらえようとするものであり、この研究会によって日本の実態に応じた翻訳と修正がなされている（図1）。

そこでは、暴力の形態が車輪のかたちで表現されている。もっとも見えやすくわかりやすいのが身体的暴力であるとし、暴力全体の外側に位置づけられている。身体的暴力に隠れて見えにくいのが、車輪の内側にある心理的暴力、経済的暴力、性的暴力などである。車輪の中心にあるのは男性の権力、社会的地位や影響力、経済力、体力などの力と男性優位の支配という社会の性差別的構造であると説明されている。この車輪における経済的暴力とは、「女性が仕事に就いたり、仕事を続けること、勉強をすることを妨害する。家計の管理を独占し、女性に必要なお金を乞わせたり、小遣い程度（あるいはとても生活していけないほど少額）しか渡さない」（「夫(恋人)からの暴力」調査委員会 2002：17）と説明されている。このような経済的暴力も含む複合的な要因から、身体的暴力が生じることを示している。

熊谷文江もアメリカのDVの議論に関連して、女性への暴力には、身体的、心理的、精神的、性的と経済的な暴力があるとし、女性への暴力を考えると、これらすべての形態を考えなければならないと述べている（熊谷 2005：152）。

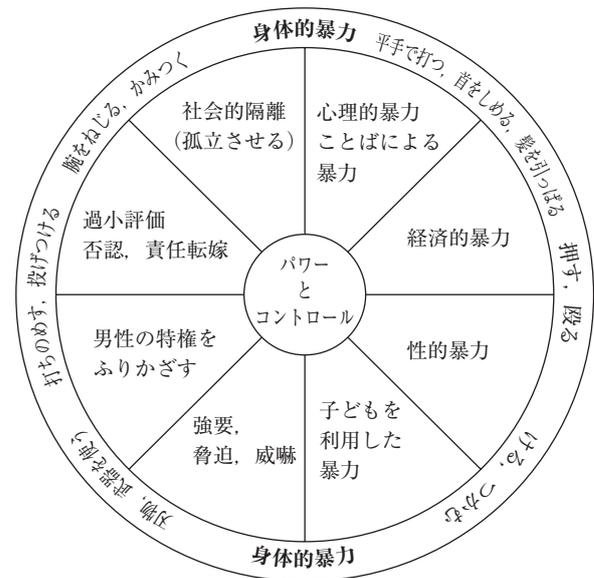


図1：パワーとコントロールの車輪

出所：夫(恋人)からの暴力」調査委員会（1998）：17

(4) DVの連関的把握（2）—暴力のサイクル論と世代間連鎖のサイクル論—

もはやDV論を語るにあたって古典となったレノア・E・ウォーカーの『バタードウーマン』は、1979年に出版され、精神療法家たちの必読文献となったものである。日本では1997年に斎藤学によって翻訳出版されている。ウォーカーによって提唱された「暴力のサイクル論」は、その後DVを考える上での重要な知見となった。暴力のサイクル論とは、緊張が高まる第1期（緊張の蓄積期）、爆発と虐待が起こる第2期（暴力爆発期）、穏やかな愛情のある第3期（ハネムーン期）という3つのサイクルを繰り返すというものである。

また熊谷は、世代間のサイクル論を述べている。被害者だった女性が、連鎖的に、子どもへの虐待、介護を必要とする高齢の親への虐待など、世代を超えて加害者になったりすること、また子どものころに両親の暴力を目撃、あるいは暴力を受けて育った女性ほど、夫の暴力の犠牲になりやすいことなど、暴力が世代間に連鎖するという。それは、幼少期の暴力体験が暴力の犠牲者としての役割学習を促進し、同時に暴力を容認する価値観を醸成するからだとして指摘している（熊谷 2005：150）。

これらのサイクル論は一見、女性の経済的状況とは無縁のように思われるが、ウォーカーのサイクル論は、女性のあらゆる能力を剥奪し次第に無力状態になっていくことも知られている。そして能力の剥奪あるいは暴力によって貧困へと導かれていくことは、貧困が間接的に世代間に連鎖していくことになり、世代間を超えた経済的暴力が起こりうることを意味する。

(5) 政策的議論からの把握—DV防止法以前

ところで、日本で政策的にはじめて女性へ暴力の議論がまとめられたのは、1998年の内閣府男女共同参画審議会による「女性に対する暴力部会中間取りまとめ」である。そのなかで、DV防止対策の検討に先立ち、女性への暴力の多様な形態について、一応の類型化を試みている。女性への暴力は、女性の人権を軽視し侵害する行為であり、性犯罪、売買春、夫・パートナーからの暴力、セクシュアルハラスメントも含むとしたうえで、女性に対する暴力の類型には、「身体的、性的または心理的なもの」と、「金銭、薬物などの暴力に介在するもの」という整理がなされた。ここでは、経済的な暴力は、身体的、心理的、性的な暴力とは性格の異なるものとして位置づけられた。

また、DV防止法の立案審議の過程であった1998年に、参議院の参考人として戒能民江は、DV政策の課題として、DVの特質性と女性の経済的自立に対する支援の重要性について発言している⁴⁾。しかし、経済的な視点に立つ議論は重要視されることもなかった。それは以下の内閣府の調査などからもわかる。内閣府が2000年に実施した「配偶者等からの暴力に関する事例調査」の報告書には、暴力の実態として身体的暴力、精神的暴力、性的暴力についての分析はあるものの、経済的な暴力についての分析はされていない。さらに、2006年に実施した「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」⁵⁾でも、配偶者や交際相手からの暴力の被害経験を尋ねているが、設問は精神的暴力・身体的暴力・性的暴力のみであった。

3. 法律にみる「経済的暴力」・「経済的虐待」

(1) DV防止法における暴力の定義

DVそのものの議論において、DVには身体的暴力のみならず、心理的暴力、性的暴力、経済的暴力を含むという認識は、DV支援に関わる各団体などでは共有されており、説明されるときには経済的暴力も併記されていることが多かった。

表 1. DV防止法の改正点

| 改正次 | 交付・施行時期 | 主な改正事項 |
|-------|-------------------------------------|---|
| 法成立 | 2001年4月交付 2001年10月、 2002年4月施行 | |
| 第1次改正 | 2004年6月交付 2004年12月施行 | <ul style="list-style-type: none"> • DVの定義を精神的暴力・性的暴力を含むものに拡大（ただし、保護命令の対象は身体的暴力のみ） • 離婚後・婚姻取消後に引き続き受ける身体に対する暴力を対象に追加 • 加害者が被害者とともに生活の本拠としている住居の周辺を徘徊する行為の禁止を退去命令の対象に追加 • 子に対する接近の禁止命令・再度の申立ての制度を追加 • 被害者の自立支援を明記 |
| 第2次改正 | 2007年7月交付 2008年1月施行 | <ul style="list-style-type: none"> • 生命又は身体を加害する脅迫を受けた被害者を保護命令の申立ての対象に追加 • 加害者に対し保護命令の効力が生じた日から六か月間つきまとい行為をしてはならない命令をする制度を追加 • 被害者の親族等の住所等においてその親族等の身辺につきまとい、又はその親族が通常所在する場所の付近を徘徊してはならない命令をする制度を追加 • 市町村に基本計画策定の努力義務 |
| 第3次改正 | 2013年7月交付 2014年1月施行 | <ul style="list-style-type: none"> • 題名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改正 • 生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く）をする関係にある相手からの暴力についても法律を準用することを追加 |

筆者作成（下線は筆者）

しかし、DV防止法の法案策定の過程においては、被害者の「保護」に重点を置こうとする法の目的からは派生的・補足的な暴力とみなされたのか、議論で触れられることはほとんどなかった。DV防止法は2001年に成立し、配偶者・パートナー間の暴力への取り組みが始まったことは大きな前進であった。本法は超党派の女性議員のリーダーシップによる議員立法であったことが特徴で、上程後から4日という異例の速さで成立した。そのため課題が多く残されたままの成立だったとも言われる。

そのひとつが暴力の定義に関わることだった。法成立当初における暴力の定義は身体的暴力のみであり、他の暴力の定義は、不法な暴力に当たらないとして含まれなかった。それに対しては改正の声が集まり、2004年の改正では、身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力などの心理的に大きな苦痛を与える行為についても「心身に有害な影響を及ぼす言動」（2004年改正）として拡大された。しかし相変わらず経済的暴力については無関心だった。

また、同改正で被害者の「自立支援」が明記されたが、現実的なDV支援は安全な居場所の確保と、当座の暮らしの自立支援のみが重視されがちで、法の実効性としては、長期的な自立支援まで担っていないものであった。当時、課題を残しながらもDVの実態に一步近づいたと一定の評価がなされたが⁶⁾、自立支援と経済的な暴力との関係を含むような議論はなされなかった。

(2) 他法との矛盾

ここで広義のDVとして視点を広げ、対象者の異なる暴力や虐待関連について類似の法律を確認したい。

高齢者を対象とする高齢者虐待防止法では、虐待を、身体的虐待、心理的虐待、介護等放棄、経済的虐待、性的虐待とに分類している。そのうち経済的な虐待とは「養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」としている。また、障害者を対象と

する障害者虐待防止法の虐待の種類は、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、ネグレクトとに分類し、経済的虐待は「当該障害者の財産を不当に処分すること、その他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること」としている。この2つの法律では、それぞれの対象者に対して経済的な搾取が行われた場合、そのことは経済的な虐待であることを明記している。

ところで、対象が児童である児童虐待防止法においては、子どもに対しての経済的な虐待などは無関係なことで考えられる。しかし、歴史的に振り返れば、児童労働という経済的な搾取が行われてきたことを思い出す。子どもの労働については現在、児童福祉法と労働基準法のなかで禁止されていることからすれば、大人とは意味が異なるものの無関心ではなかったことがわかる。

このように見てみると、自立支援を念頭に置いているDV防止法において経済的な暴力に触れないのは、経済問題の切り捨てともとれる。

4. 経済的暴力被害の実態と諸相

家庭内で起こるDVは、家庭という親密圏において、性別役割分業にみられる女性や妻の役割と愛情のの名の誤った感情のなかで、相手への支配を伴いながら生じる。経済的暴力としてのDVは、そうした家庭内でより見えにくくなっている。実態と諸相はどのようなものであろうか。

(1) 統計における経済的暴力

経済的暴力の公的な統計は、内閣府が毎年行っている全国の20歳以上の一般男女を対象とした「男女間における暴力に関する調査」で、被害経験の詳細が示されている。質問紙は「経済的圧迫」という表現を用いて、「例えば、生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど」の経験があるかどうかを尋ねたものである。そのなかで「1, 2度あった」と「何度もあった」と答えた人を含めると、配偶者（事実婚・別居中の夫婦・元配偶者も含む）のいる20人に一人が経済的圧迫の経験があった。

表2. 配偶者からの暴力の被害経験（これまでの被害経験） (%)

| | 全くない | 1, 2度あった | 何度もあった | 無回答 |
|-------|------|----------|--------|-----|
| 身体的暴力 | 82.8 | 10.8 | 2.4 | 4.0 |
| 心理的攻撃 | 84.7 | 6.8 | 3.7 | 4.7 |
| 経済的圧迫 | 90.3 | 2.6 | 2.4 | 4.7 |
| 性的強要 | 90.6 | 2.9 | 1.6 | 4.9 |

内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（平成26年度調査）

参考までに、他の法律、対象における経済的暴力をみてみよう。高齢者虐待の実態は、身体的虐待66.9%、心理的虐待42.1%、介護等放棄22.1%、経済的虐待20.9%、性的虐待0.5%であった（2014年度厚生労働省⁷⁾。障害者虐待は、身体的虐待が64.9%、心理的虐待33.0%、性的虐待4.9%、経済的虐待22.5%、ネグレクト16.4%であった（2014年度厚生労働省⁸⁾。

こうしてみると男女間の暴力は、高齢者虐待、障害者虐待に比べ発生率が低いように見える。しかし、これは実態把握に注意が必要である。内閣府による男女間の暴力の調査は、対象が一般男女で社会全体の被害暴力状況を把握しようとするものである。しかし、高齢者虐待と障害者虐待の調査は、それぞれ高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法に基づき、虐待の通報のなかで虐待と認められたものからカウントしているという違いがある。さらに男女の暴力については、DV関連の行政機関などにおける相談件数は把握しているが、少なくとも

公表されているものでは暴力の形態までは把握していない。このことから、関連行政機関などは、最初の対応時点でどのような暴力があったかについては重要性を置いていないことが推測できる。

(2) 経済的暴力の諸相

具体的にどのように経済的暴力が行われているのか。構造的な要因から生じる行動は、アメリカでも日本でも大きな違いがないと想定し、再びウォーカーの研究に依拠しながら述べる。

ウォーカーは、家庭内で夫婦間の暴力が起こるときは、そもそもその社会が強い結婚の奨励をし、DVが起こっていたとしても経済的理由から結婚の継続を勧められることが前提としてあるとする（Lenore E. Walker 1979=1997：122-124）。このことは日本の社会でも同じで、成人した男女は「結婚」して世帯単位で家計経済を運用することが社会通念のようになっている。

そのようななかで、経済的な暴力には、二つの「方法」が用いられる。ひとつは、女性のなかに貧しさに対する恐れを作り上げて罠にはめる方法、もう一つは、経済力で威圧する方法である。ウォーカーの言う「恐れ」や「威圧」（暴力）とは目に見えるものではないため、DV自体が家庭内で起こっているものでもそもそも見えにくいうえに、家庭内の「感情的な取引と役割」のなかで、経済的暴力はより見えにくくなる。さらに、それ自体が暴力であること、暴力が起こっていることを本人すら気づかないことも多い。

経済力による威圧についてウォーカーは、さらに次のように説明する。貧困層でも高所得者層においてもその世帯の経済レベルに関係なく、用いられる非常に「有効」な方法であるという。経済的な剥奪は、それを通じて精神的・身体的な剥奪としてあらわれ、それは痛みと傷となる。それは、被害女性の誰でも経験していることであるとする。とりわけ、専業主婦の場合は、「自分の生活しているお金は夫が働いて得た賃金であることを身にしみて知っている」ため、「夫の機嫌を損ねると彼の労働意欲がなくなるので、常に危惧しながら生活している」（同：122）。そしてよくある問題として、住宅などの二人の財産が二人の名義になっていないことがある。このことは後の女性の生活に大きく影響する。

経済力で威圧する方法として、生活費を渡さない方法がある。ウォーカーによれば、生活費がもらえないかもしれないという危惧は、精神的虐待を生じさせるとする。例えば、妻に給料を渡すときに自分の必要分を取っておいて、それで請求書も全部払えと言うが、金額がそれで足りるかどうかは男性の念頭にはない。特にサイクル論の第3期（いわゆるハネムーン期）に大金を使った場合にはなおさらである。そしてお金が足りなくなると男性は怒り、罰として彼女を殴る。一方で、彼女は食費の節約や収入を補うために仕事を探したりして、やりくりもする（同：123）。

こうした金銭の剥奪の結果、「女性は経済面で剥奪されるだけでなく、大人としての情緒的な剥奪をも受けざるを得ない。それは、大人としての選択が許されず、そのうえ欲しいものがあってそれを手に入れるためには、人の操縦方法を学ばなければならない」（同：130）。このように、すべては夫の意思や気まぐれによるものとなり、それに合わせて女性は自信や自尊心を喪失させていく。

男性が働かず女性の働いた収入が生活費になっている場合も、威圧的な虐待であるとする。ウォーカーの研究ではこうしたケースは高齢の女性に多く、男性は人間関係のトラブルやアルコール依存などで仕事を辞めている場合が多い。一見、権力構造が逆のようであるが、こうしたケースは身体的な暴力から経済的な威圧を受けることが多い。

こうしてみると、経済的暴力（剥奪）は、それによって身体的暴力や精神的暴力、時には性的暴力などを引き起こす引き金になっている。また、経済的な「被害を受けた女性たちの経済的地位は彼女たちのものではない」（同：130）く、女性の人権も侵害されたままとなる。つまり、加害者である夫に家計が支配されていて、

女性の世帯内で裁量が剥奪された状態である。金銭的な剥奪による「威圧」から解放されるのは、女性たちに経済的自由の権利があると女性たち自身が理解した時である。それは、加害者から解放されたときである。しかし、その次にはすぐさま、別の大きな経済的困難に直面する。

5. 女性の貧困とDV—「経済的暴力」が及ぼす自立への影響

(1) DVと貧困の不鮮明な関係

DV家庭のなかで同居時代に慢性的に行われている経済的な暴力は見過ごされやすい。Kurzは80年代終わりに、貧困問題研究はジェンダー視点が欠落し、貧困と暴力を結びつける発想がなかったという。そのため、女性に対する暴力と女性の貧困の総合的な研究が行われず、とくに貧困層の女性への暴力が見えにくかったのだと指摘する（Kurz 1988：204）。戒能もこれについては日本も同様であるとし、日本の場合もジェンダー構造のなかで、貧困と暴力の関連をみるという視点がほとんどなかったと述べている（戒能 2002：108）。

そうしたなかで、Kurzは自身の調査結果から貧困層の女性ほど被害を受けやすいと述べ、その理由を経済力や社会的地位のある男性は暴力を使わなくても、妻を黙らせる手段を持っているからだとした（Kurz 1988：204）。しかし戒能は、すでに日本の調査であらゆる階層でも暴力が起こることが示されていることもあり、これについては慎重であった。Kurzの議論における暴力は身体的暴力のみを想定しているのではないかと指摘し、高学歴層やインテリでも強烈な暴力は振るうし、言葉や態度での抑圧、行動規制、経済封鎖などの心理的暴力や性的暴力は、かえって表面化しにくいだけに悪質であるとする（戒能 2002：107-108）。

確かに、男性の階層に関係なくありとあらゆる場面で暴力が起きていることは、1992年「夫(恋人)からの暴力」調査研究会による調査でも明らかにされている。この調査はそれまでの考え方を覆したものであった。また、被害女性の側に学歴や職業の不安定さで暴力を受けやすいというのも否定される。先に述べた「男女間における暴力に関する調査」（2014年内閣府）において、DV被害を受けた女性の労働形態別と学歴の割合をみても⁹⁾、特に階層的な偏りはみられない。このようにみても、少なくとも調査統計上からは、男女ともに階層などに関係なく暴力は起きていると考えられる。

しかし、実際、「見える形で」福祉事務所や女性相談所などの相談機関やDVシェルターなどの支援の場に現れる女性たちの多くは、からだや心の傷を受けているのに加えて、そのほとんどが経済的に問題を抱えているのも事実であろう。だがそれがまた、強調されることによって、貧困層ではない女性における、暴力の結果としての貧困を見えにくくさせている面もあるだろう。

ウォーカーはそれゆえ、意識的に中流階層の女性の事例も取り上げたという。ウォーカーは、DVがあったとき、中流階級の女性は「どうして別れないのか」としばしば聞かれるが、現実の彼女たちは経済的に一人でやっていけないと思っている。それは、「心理的な繋がり、そして金銭（経済的不安）が、彼女らを虐待者につなぎ留めておく」（同：129）からだとする。つまりそこでは、そのような状況自体がDVを「見えない」「見えにくい」かたちに行っていることが強調されている。しかし、そうした状態であるからこそ、「別れた」瞬間から、彼女たちは経済的困難に付きまといられることとなる。

このように、DVによる貧困問題認識には、貧困層の女性の問題として認識されやすい側面を含んでいる。しかし、貧困層であろうとなかろうと、どちらにしても、DVを受けた場合、ほとんどだれもが必ず経済的不利を受ける。そのことを認識することが大事であり、そこでは当然、貧困層の方がその後の自立はより厳しいものとなる。

それとは別に水面下でも、水面上のような直接的な経済的暴力が起きており、また間接的な経済的暴力も起きているのがDVの状態であろう。間接的な経済的暴力とは、加害者が意図的に経済的な剥奪をしようとする行為ではなく、被害者の支配が目的である。そのような行為を介することによって経済的な剥奪となるようなものである（図中のB）。例えば、働きに行きたくても働かせない、友人や知人と会わせない、などである。ここで重要なことは、DVにおける暴力はそれぞれの暴力が単独で実行されることはなく、それぞれが関係しあって生じていると想定されることである。そうだとすると、経済的暴力は、身体的暴力や精神的暴力を伴って生じることも想定され、複合して生じる現象とも言うことができるだろう。しかしながら、水面上において暴力が表現される際に、これを類型別に分断し、区分しようとした瞬間から「経済的暴力」は見えなくなり、軽視されることになる。

さらに、水面上であろうと水面下であろうと、経済的暴力の基礎には、そのような状況を生み出す権力構造があることを認識しておくべきであろう（図中のC）。とくにそれは、家族あるいは世帯のレベルにおける暴力や支配を支えているものであり、具体的には、主な家計収入が夫であるという男性稼ぎ主モデルの固定化、住宅や土地などの資産の所有名義が夫のみで共有資産になっていないこと、などである。このような仕組みは、家族・世帯の経済権力関係という視点から見た場合、DVが起きたときの被害者である女性にとっては、まったく不利な状況を生み出す。

くわえて、最下部の社会構造のレベルでは、ジェンダー差別に結びつく社会規範の問題が横たわっている（図中のD）。例えば、性別役割分業に基づいて設計された社会システムや、現代社会にいまなお慣習としてある家族規範、結婚制度、事実婚や婚外子が容認されにくい価値観などである。

(2) 経済的暴力への視点

多くの場合、支援の場に現れた女性たちは、行き場のない状態で何も持たずに逃げてきている。実家に頼ることや生活保護を受けることによって、一時的には難を逃れることはできても、その後の自立は、それまでの被害者のもつ潜在能力（ケイパビリティ）の貧しさ・豊かさによって、大きく左右される。そのことを予測すれば逃げ出すこともためらうことになり、DVを「受容」し続けることによって、事態をさらに悪化させることも推測できる。

もちろん、加害者のもとから逃げ出したときは、身体的・精神的な後遺症や夫の追跡などの不安はあるとしても、加害者からの直接的な暴力から逃れたことについては大きな安堵感があろう。しかしながら、その暴力の「渦中」から解放されたものの、避難した後は、生活の不安と脆弱性が被害者に襲い掛かり、常につきまとうことになる。それは、出口の見えないものかもしれないが、周囲からは自己責任をかぶせられてくる可能性も高い。すなわち、避難後・離婚後に、かたちを変えた「経済的暴力」が、ゆっくりと、かつ重く影響を及ぼすことになる。

DVにおける、経済的暴力の議論の無関心は、当事者であるDV被害女性が無意識に経済的に剥奪されている意識と似ているように思える。構造的に巻き込まれていて、それが「暴力」と気づかないまま過ごしている。DVの暴力の悲惨さや緊急性などから、支援の場は女性の激変を目の当たりにするが、それだけが問題ではない。構造的な問題に視点を向けた「経済的暴力」あるいはそれを介した「DVと貧困」を理解する努力が求められている。それが次の「自立」を展望したときのフレームとなる。

注

- 1) 「暴力」といえば、身体的暴力に限定されて認識されがちなので、Abuse「虐待」にすべきという意見もあるが、Abuseには「濫用」という意味もあるので適切ではないとの意見もある（横浜市女性協会1995：55）。
- 2) 筆者が2008年から2016年に入手した、民間のDVシェルター・相談機関、行政の女性支援センター、男女共同参画局のリーフレットなどに記載されていたもの。
- 3) アメリカでは、パートナー間の暴力（いわゆる「DV」）は、家庭内だけにとどまらず暴力の発生場所は限定されないし、デートでのレイプ、婚約者間、過去の配偶者間、同性愛者同士なども含む。そのため、「親密な間柄同士の暴力」として、2000年以降、インティメート・パートナー・バイオレンス（IPV：Intimate Partner Violence）という用語が公式報告書・文書のほとんどで用いられている。本稿では、「DV」という言葉が日本の公的文書等にすでに定着しているため、同様に「DV」を用いる。
- 4) 1998年11月26日「参議院共生社会に関する調査会」。
- 5) 配偶者等から暴力を受けた者で、現在自立して生活している者、または自立に向けて生活している者を対象とした調査である。調査期間は2006年10月25日～11月27日。配偶者暴力相談支援センター、一時保護委託契約施設（婦人保護施設、母子生活支援施設、民間団体、民間シェルター等）を通じて調査票を配布し、回収は返信用封筒にて内閣府あてに直接返送という方法をとっている。
- 6) 精神的暴力や性的暴力については、プライバシー保持の面から第三者の介入は消極的にすべきだとし、DVの通報（第6条）、警察官による被害の防止（第8条）、警察本部長の援助（第8条の2）の対象は身体的暴力に限定される。さらに保護命令の申立も身体的暴力に受けた場合に限られる（第10条1）。法改正を目指す団体らは、刑法の脅迫罪に当たる場合まで拡大すべきと主張したが、採用されなかった。このことはDVの本質理解に関わる問題であると振り返っている（DV法を改正しよう全国ネットワーク 2006：138）。
- 7) 厚生労働省が高齢者虐待防止法により毎年実施している実態調査「平成26年度高齢者虐待対応状況調査結果概要」によるもので、養護者（高齢者を世話している家族・親族・同居人など）による虐待の件数（複数回答 24,635、n=16,156）。同調査の施設従事者による虐待（複数回答 933、n=691）は、身体的虐待63.8%、心理的虐待43.1%、経済的虐待16.9%、介護等放棄8.5%、性的虐待2.6%であった。
- 8) 平成26年度「虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」によるもので、養護者による虐待の件数（複数回答 2360、n=1,666）。同調査の施設従事者による虐待（複数回答 388、n=311）は、身体的虐待57.9%、心理的虐待42.4%、性的虐待13.5%、経済的虐待8.4%、ネグレクト2.6%だった。
- 9) 正規労働者の女性うちDV被害の経験がある割合は28.3%、非正規労働者は29.3%、自営業は26.7%、専業主婦17.6%であった。また同様に、女性の学歴別でも、中学卒22.2%、高校卒23.9%、専門学校卒29.6%、大学卒22.5%であった。

参考文献

- Axinn, June, 1990, "Japan: A Special Case," *The Feminization of Poverty: Only in America?*, Goldberg, Gertrude Schaffner and Kremen eds., Eleanor, New York: Greenwood Press.
- Göran Ahrne & Christine Roman., 1997, *Hemmet, barnen och makten : Förhandlingar om arbete och pengar i familjen*, Rapport till Utredningen om fördelningen av ekonomisk makt och ekonomiska resurser mellan kvinnor och män, Statens offentliga utredningar (=2001, 日本・スウェーデン家族比較研究会, 友子・ハンソン訳『家族に住む権力 - スウェーデン平等社会の理想と現実』, 青木書店)
- 戒能民江 (2002) 『ドメスティック・バイオレンス』 信山社
- 厚生労働省「平成28年度高齢者虐待対応状況調査結果概要」
- 小島妙子 (2002) 『ドメスティック・バイオレンスの法—アメリカと日本法の挑戦』 信山社
- Kurz D., 1998, Old Problem and New Directions in the Study of Violence Against Women, in Bergen, R. K., *Issues in Intimate Violence*, Sage.

- 熊谷文江（2005）『アメリカの家庭内暴力と虐待』 ミネルヴァ書房
- 小川真理子（2015）『ドメスティック・バイオレンスと民間シェルター』 世織書房
- 「夫（恋人）からの暴力」調査委員会（1998）『ドメスティック・バイオレンス』 有斐閣
- Johan Galtung, 1969, "Violence, Peace and Peace Research", *Journal of Peace Research*, No.3 (= 1991, 高柳先雄・塩谷保・酒井由美子訳『構造的暴力と平和』 中央大学出版)
- Pence, E. (1987) *In Our Best Interest: A Process for Personal and Social Change*. Deluth: Minnesota Program Development Inc.
- Lenore E. Walker, 1979, *The Battered Woman*, (= 1997, 斎藤学訳『バタードウーマン』 金剛出版)
- Martha C. Nussbaum, 2000, *Woman and Human Development*, (= 2005, 池本幸生ら訳『女性と人間開発』, 岩波書店)
- 増井香名子（2012）「パワー展開行動：DV被害者が暴力関係から『脱却』する行動のプロセス」『社会福祉学』, 53(3) : 57-69
- 宮地尚子（2005）「支配としてのDV—個別領域のありか」『現代思想』 33(10) : 121-133
- 内閣府男女共同参画審議会「女性に対する暴力部会中間取りまとめ」（1998年10月30日）
- 横浜市女性協会（1995）「民間シェルター調査報告書Ⅱ（アメリカ調査編）」
- 吉川真美子（2007）『ドメスティック・バイオレンスとジェンダー—適正手続きと被害者保護』 世織書房
- 吉中季子（2014）「DV被害者への支援の課題—一時保護による就労の変化からの考察」大阪市政調査会『自治体セイフティネット』 公人社 : 183-206

Research Notes on Financial Abuse Through Domestic Violence

Toshiko Yoshinaka

Kanagawa University of Human Services

Abstract

In domestic violence, there are several patterns, for example, physical, mental, sexual and economic violence. However, the meaning of economic violence is sometimes treated lightly within the concept of domestic violence. As one case, we can point out that Japan's law on prohibition of domestic violence and protection of the victims has not addressed financial abuse. The fundamental reason is that economic control in the household is not understood as the core of structural violence which is based on the social code, the economic, legal and political system, etc.

Key Words: patterns of violence, economic control, domestic violence, structural violence, women's poverty, Act on the Prevention of Spousal Violence and the Protection of Victims